

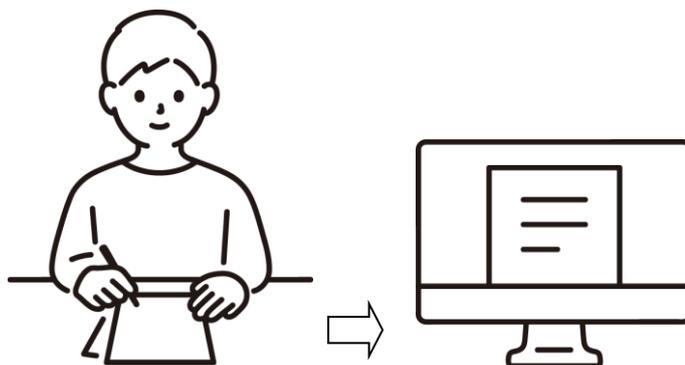
一部の手続き・申請について 「書かない窓口」をスタートします。

町では本庁舎2階町民課窓口で「書かない窓口」の運用を1月から開始しました。タッチパネル式の端末で転入・転出や転居など一部の手続きについて、申請書を書かずに作成します。また、マイナンバーカードを読み込ませることで住所、氏名などの入力を省略することができます。ただし、マイナンバーカードをお持ちでない方は必要な情報は入力する必要があります。

※各出張所の窓口では、引き続き申請書などの記入が必要になります。

【利用可能な手続き】

- ・転入・転出・転居
- ・住民票などの発行申請
- ・印鑑登録
- ・印鑑証明書の発行申請



【利用可能な窓口】

- ・役場本庁舎 2階 町民課窓口

※今後、利用可能な手続きを増やしていきます。

【オンライン転出について】

・マイナポータルを使用することで、ご自宅で転出手続きができます。ただし、転出に伴う関連手続きで役場窓口への来庁が必要な場合があります。サービスを利用できる対象者は、マイナンバーカードを持っている方で国内の市区町村に転入する方です。オンライン転出手続き後に転入先市区町村の窓口でマイナンバーカードを持参して転入手続きが必要です。

詳しくはマイナポータルをご確認ください。



照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

企画課デジタル推進係 電話（85）9560

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
 ☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
 ★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
 （発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）
 ～裏面もご覧ください～



防災行政無線の防災情報を LINE で配信します！

これまで町では災害時や様々な有事の際に、防災行政無線を通じて情報発信を行い、町民の皆さんの安全確保を図ってきました。

しかし、重要な情報発信を行っている防災行政無線ですが、聞き逃してしまったり、聞き取れず放送内容がわからなかった！などの経験はありませんか？

そんな方に、2月15日（木）から箱根町の公式 LINE アカウントと防災行政無線の連携を行い、無線で配信した内容が公式 LINE でも配信されます！

ただし、この配信を受け取るには、無料アプリ「LINE」のインストール・友だち登録が必要です。この機会に箱根町公式 LINE を友達登録してください。

他にも、、、箱根町公式 LINE では「広報はこね」や「交通規制情報」など町の気になる情報がワンクリックで見れますので、友だち追加して町の情報をゲットしよう！

【登録方法はこちら】

LINE アプリの友だち追加から QR コードをスキャンすると、箱根町の公式アカウントを追加できます。

《QR コード》



箱根町公式 LINE メニュー

LINE の他にも、ホームページ、メールマガジン、TVK データ放送で防災行政無線の放送内容を配信しています。

また、放送内容をもう一度確認したい場合は、聞き直しができる防災行政無線テレホンサービスを利用してください。

テレホンサービス 0120-856-050（フリーダイヤル）

※ X（旧 Twitter）での配信については、X の仕様変更のため、当面の間運用を休止します。

照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9562

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和6年2月13日発行】

箱根町国民健康保険加入者の健康対策

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等 実施計画素案に対する意見の募集について

町は、健康・医療情報を活用して効率的で効果的な保健事業の実施を図るためデータヘルス計画を策定、また、健康の保持増進と医療費適正化の観点から特定健康診査等実施計画を策定して評価と改善のプロセスを循環しながら実施してまいりました。これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、新しい計画を策定するにあたり、皆さんの意見を広く募集します。

【閲覧場所】

保険健康課、さくら館、出張所窓口、町のホームページ

※ 右のQRコード読み取りで、ホームページへアクセスできます



【閲覧および意見募集期間】

2月1日（木）～3月1日（金） ※17時15分まで

【意見の提出方法】

所定の意見書に必要事項を記入して、保険健康課、さくら館および出張所窓口
持参、または郵送、ファックス、Eメールで提出してください。

なお、所定の意見書は町ホームページでダウンロードできるほか、保険健康課、
さくら館および出張所窓口で配布しています。

※ 電話による受付は行っていません。

【意見を提出できる方】

町内に住所を有する方、町内に別荘を有する方、町内で働く方、町内で学ぶ方、町
内で事業を営む方、町内で活動する方、本町に納税義務を有する方、パブリック・コ
メント手続きに係る事案に利害関係を有する方。

【意見募集の結果】

結果については、町ホームページの他、保険健康課において公表します。

※ 個別への回答は行っていません。

提出・照会先 〒250-0398 箱根町湯本 256

福祉部保険健康課保険年金係

TEL (85) 9564 FAX (85) 8124

電子メール：web_hoken@town.hakone.kanagawa.jp

交通指導隊員を募集

町では、地域の安全に協力していただける方を募集します。

交通指導隊員は、箱根駅伝や地域での各種祭典時の交通誘導、通学児童に対する街頭指導を行うなど、地域に密着した交通安全を実践し、安全で安心したまちづくりに寄与しています。

交通事故のない町を目指して、一緒に活動してみませんか。

【活動内容】 朝の児童通学時や各種イベントの交通指導、年 15 回程度

【応募資格】

- (1) 満 20 歳から 65 歳までの町内在住・在勤の方（男女問わず）
- (2) 健康で、交通安全に深い関心を持ち、交通指導活動に熱意がある方
- (3) 交通道德などを遵守する方
- (4) 運転免許証をお持ちの方

【応募方法】 申込書を町民課に持参、郵送、FAX またはメールのいずれかの方法で提出してください。

※ 申込書は、町民課、出張所にあります。また町ホームページからもダウンロードできます。

ダウンロードはこちらから↓

【応募締切】 令和6年2月29日（木）（必着）

【選考方法】 面接を行い、応募動機などを審査のうえ決定します。
（面接日は、後日通知します。）



【任期】 令和6年5月10日（金）～ 令和8年5月9日（土）

【活動手当】 出勤状況に応じて活動手当を支給します。

申込・照会先 町民課コミュニティ推進係 電話（85）7160
〒250-0398 箱根町湯本 256 番地
FAX（85）5872
Eメール sogomado@town.hakone.kanagawa.jp



公民館等利用調整会議の開催について

町立公民館の利用日程などの調整を行う利用打ち合わせ会議を、次のとおり開催します。

この会議は、おおむね月1回以上公民館を利用している団体の方を対象に、利用日の調整などを行うものです。

すでに公民館を定期的に利用している団体、また、4月以降新たに利用したいと考えている団体の方は、代表者の出席をお願いします。

地域の皆さんの“ふれあい・創造・学習の場”として、公民館を有効に活用いただけるよう、ご協力をお願いします。

なお、営利を目的とする場合など、内容によっては利用できない場合があります。詳しくは、社会教育センターへ問い合わせてください。

【日時等】

会 場	日 時	対 象
仙石原公民館	3月6日(水) 14時～	仙石原公民館利用団体
社会教育センター	3月13日(水) 14時30分～	社会教育センター利用団体

※ 温泉公民館・宮城野公民館の定期利用を新たに希望する団体については、個別に対応します。社会教育センターへ問い合わせてください。

【その他】体調がすぐれない方は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

【持ち物】筆記用具、利用申し込み関係書類

照会先 社会教育センター 電話 (82) 2694

町国際交流協会主催～世界の食文化を知ろう～

スイス料理教室



町国際交流協会では、本町における国際交流を推進し、海外の人々と相互理解と友好関係を深めるための事業を実施しています。今回の料理教室のテーマは、「スイス料理教室」と題しまして、スイスの食文化を皆さんに知っていただこうと思います。町内で働いている海外研修生にも料理教室に参加していただき、スイスの食文化について学びながら、一緒に料理を作る予定です。食事は、人との交流を深める一つのツールです。世界の人々の食文化を知ることで、多くの人々との親善と友情、相互交流を深めていくことに繋げていただけたらと思います。

是非皆さんのご参加をお待ちしております！



【日時】

2月28日（水）10時～14時（予定）

【場所】

さくら館 調理実習室

【持ち物】

エプロン、手ふきタオル、
三角巾（またはバンダナなど）

【定員】

10人（先着順）

【参加費】

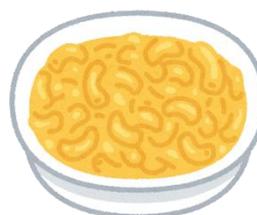
1000円

【申込期限】

2月23日（金）

【申込方法】

電話で申し込んでください。



申込・照会先 町国際交流協会事務局（観光課観光係）

電話（85）7410

海外研修生も参加します！

ツキノワグマについて

ツキノワグマの目撃情報が町に寄せられています。痕跡などの確認はできていませんが、人身被害防止のため、引き続き皆さんも十分注意するとともに、クマと思われる動物を見た場合は、担当まで連絡をお願いします。

また、人里にツキノワグマを来させないための環境づくりに協力をお願いします。

【 ツキノワグマを引き寄せないために 】

- ・ 餌になるものを屋外に放置しないでください。
- ・ ごみは収集日当日に排出してください。特に夜間や収集日以外のごみ出しは、ごみが放置されツキノワグマや他の動物を引き寄せることがありますので、絶対にしないでください。
- ・ 野生動物への無責任なエサやりは絶対にしないでください。

※ 残飯などの味を覚えたクマは、やがて人里周辺にまで接近し、被害を与えることがあります。

【 クマに出会った時の対処法について 】

クマは元来臆病な性格なので、積極的に人を襲うことはありません。ただし、出会いがしらなど、身の危険を感じた場合には、人を攻撃してくることもあります。クマによる人身被害を防ぐには、「クマと遭わない」「クマを引き寄せない」ことが第一ですが、それでも遭遇してしまったら、「興奮しない、させない」ことが基本です。

【 ツキノワグマの目撃、出没情報について 】

町に寄せられた目撃情報は次のとおりです。

目撃日	目撃場所・通報内容	現場確認結果
1月15日(月)	箱根九頭龍の森セラピーロードでクマのような動物を目撃した	ツキノワグマの痕跡は確認できませんでした
1月18日(木)	飛龍の滝自然探勝歩道でクマのような動物を目撃した	ツキノワグマの痕跡は確認できませんでした

なお、直近の出没情報は、町ホームページをご覧ください。

町ホームページはこちら→



照会先 環境課美化保全係 電話(85)9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

譲ってください

(1月24日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2145	ダイヤルカム (ミシンの部品)	ジャノメ社製、 品番680の付属部品	普通	要相談

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

